

第11回 埼玉圏央道才才タ力等保護対策検討委員会 議事録

日 時：平成18年5月2日(火) 09:30 ~ 11:50

場 所：エステック情報ビル 21階「A 会議室」

出席者：委 員 長 葉山嘉一 日本大学 生物資源科学部 助教授
委 員 池谷奉文 財団法人 日本生態系協会 会長
柳澤紀夫 財団法人 日本鳥類保護連盟 理事
勅使河原彰 狹山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議 代表委員
鈴木伸 鳩山野鳥の会 代表

関係機関 柳繁夫 埼玉県 環境部 みどり自然課長

(代理：安井副課長)

成田武志 埼玉県 県土整備部 道路政策課長

溝江実 東日本高速道路株式会社 さいたま工事事務所長

後藤敏行 国土交通省 大宮国道事務所長

事務局 國土交通省 大宮国道事務所

財団法人 道路環境研究所

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-1 第10回検討委員会 議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録は認められたということにいたします。(委員)
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・調査地Aに関連しまして、前回に御質問を受けました自治体における緑の保全計画の取り組みにつきまして本日、坂戸市さん、川越市さんがお見えになっています。そちらの方より御説明いただきます。
資料-3 保護対策検討（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・坂戸市環境部の大澤課長、お願いします。（小林課長） ・坂戸市環境政策課長の大澤です。よろしくお願いいたします。 ・坂戸市では、平成16・17の2カ年をかけて緑の基本計画を策定いたしました。 ・緑の基本計画策定時の緑地所有者のアンケート等では、調査重点地域の1つとして圏央道整備周辺地域を指定しておりました。 ・市全体のアンケート結果では、樹林保全のための助成、人的支援、市による借り上げなどを望む声が多かったため、今後、地域に合った緑地保全のための施策について、土地所有者、市民の理解と協力を得ながら検討して参ります。 ・なお、本市では平成16年度より指定袋を導入いたしまして、新たなごみの分別を市民の皆さんに協力をお願いしましたところ、平成15年度と比較いたしまして、平成16年度は18.1%のごみの削減が図られ、今年度より2つありました焼却施設の1つを休炉することができました。 ・市では、市民のごみ減量の努力の還元策といたしまして、ごみ処理の経費の一部を原資とした緑の保全と創造を目的といたしました「坂戸市・緑と花と清流基金」を本年1月に創設いたしまして、4月より事業の展開を始めております。 ・基金の財源は、平成15年度に対しまして、燃やせるごみの削減量、1kg当たり5円で換算いたしまして、平成17年度は2,056万円を基金へ積み立てました。 ・今後も、毎年ごみの削減量に応じまして積み立てをして参りたいと考えております。 ・今年度も樹林指定基準の緩和の財源といたしまして基金の活用を予定しておりますが、先ほど申し上げました新たな緑地保全対策の検討に当たりましても基金の活用を考えて参りたいと考えております。 ・なお、緑の基本計画において、当該検討地域を「ふれあいの森検討ゾーン」と位置づけており、近隣市町と連携を図りながら緑地の保全に努めていく地域と指定しております。 ・具体的には、土地所有者の理解と協力を得ながら保存樹林の指定の拡大等により緑の保全に努めて参りたいと考えております。 ・なお、緑の保全に努めることによりオオタカの保護にも繋がるものと考えております。 ・以上でございます。（坂戸市環境政策課 大澤課長） ・続きまして川越市環境部の根岸課長、お願いします。（小林課長） ・川越市の環境政策課長の根岸でございます。 ・前回いただきました御質問でございますが、1点目は緑の基本計画とオオタカ保護の整合性という御質問だったと思います。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 私ども川越市としましては、緑の基本計画を平成10年3月に策定しております。
資料-3 保護対策検討（案）	<ul style="list-style-type: none"> その中で、大規模な樹林地につきましては、生物の生息空間となることから、川越市内の大規模な樹林が残っておりますこの██████████では██████████地区と言っておりますが、██████████地区、██████████地区、それから██████████、██████████に近い██████████地区でございますが、それに位置します大規模な樹林地は重要な野生生物の生育環境となることから、これらの一体的な保全に努め、「林内の動植物の保護を図ります」と記載をしております。 この緑の基本計画は、オオタカの保護を目的に計画を策定しているものではございませんけれども、こういう大規模な樹林地を守ることにより、生物の生息空間が確保され、生産者、一次消費者、二次消費者という生態系のピラミッドが形成されまして、これによりましてオオタカが生息できる環境も確保されるものと考えているところでございます。 2点目でございますが、環境保全への市の取り組み状況につきまして、前回、平成16年3月の当会議におきまして御質問等あったことに対しまして、市の方でお答えをしているわけですけれども、その後どうかという御質問であろうと思います。 この██████████地区につきましては樹林地が多くて、先ほど申しましたように緑の基本計画でも大規模な樹林地としての位置付けをしております。 本市が対応が可能な樹林地の保護策につきましては、私ども、52年に川越市の緑化推進要綱というのをつくっておりますが、その中で保存樹林につきまして、補助制度というのを持ってございます。 これにつきましては、ある一定の規模、市街化調整区域につきましては3,000m²以上の樹林地で管理が適切に行われている地主の方に対して、m²当たり2円という額でございますけれども、補助を行つて樹林地について管理をしていただくというものでございます。 これにつきまして、平成18年3月31日現在で、市内で128ヵ所の保存樹林を指定してございます。面積にしますと42haを指定しているところでございます。 前回16年3月以降の対応でございますけれども、この保存樹林の制度につきまして広報誌等に掲載をいたしますとともに、それから出張所、公民館等の施設にパンフレット等を展示、配布をしたところでございます。他の地域は幾つかございましたが、残念ながらこの地区からは保存樹林の指定の申し出はございませんでした。 今後の取り組みといたしましては、この地区の樹林で該当する方が、今、地権者は9名いらっしゃいますので、地権者の方々の協力が不可欠でございますので、指定要件の関係もございますし、こういう制度の啓発という部分もございますから、個別に地権者の方にお知らせし、保存樹林の指定ができるよう協力をお願いしていくように努めて参りたいと考えてございます。 もう1点、地図の中で██████████がございますけれども、その西側のところに、地図を見ていただくとわかりますが、██████████という県の指定の史跡がございます。これにつきまして、44年に埼玉県の重要遺跡ということで選定をしてございまして、今、川越市の土地開発公社が、その中の5,000m²程度の土地を買ってございます。 全体として、指定の面積としては28,000m²程度というふうに考えて

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	おります。これは、指定の文化財でございますので、樹林地の保護とは直接は関係ございませんけれども、今、そういう状況でございます。以上です。(川越市環境政策課 根岸課長)
資料-3 保護対策検討 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・坂戸市の都市整備部次長の石川と申します。 ・1点、周辺樹林の保全に伴いまして、道路行政をつかさどる立場から1点要望させていただきます。 ・私ども坂戸市と川越市さんは、平成16年3月開催の第5回検討委員会に出席させていただきまして、本市の現状、側道の必要性、沿線住民の意見を発表させていただきました。 ・特に、側道の必要性につきましては、本市では過去、圏央道事業に対する反対運動があった中、賛成者、反対者問わず地元の総意として計画の変更はできない旨、お話をさせていただきました。 ・また、同年5月には当委員会の■委員■さん、大宮国道事務所の松浦所長さんあて、本市にあります「圏央道坂戸IC対策協議会」並びに「圏央道関連事業■地権者会」より「オオタカ保護の協力は惜しまないが、生活の足となる側道の計画変更は承知できない。また、現在の側道計画を踏まえ、1日も早く保護対策をまとめ、早期供用ができるよう強く要望する」旨の要望書を提出いたしましたところでございます。 ・このような状況の中、平成17年4月、側道の幅員の変更について、市に対し協議がありましたことから市内部での検討を行い、対策協議会並びに地権者会の幹部役員協議や役員会議を経まして、両会の全体会議を開催し、更には個別に協力のお願いを行うなど、いろいろな議論の結果「圏央道事業の進展を図ることが最も重要である」との結論に達したものでありまして、地元の関係者にとりましても、止むに止まれず了解したものであります。 ・オオタカ等の保護のためには樹林を所有している地主の協力や地域の協力が必要不可欠でありますし、先祖伝来からこの地に生活を営んでいる住民にとりましては、生活の足となる側道はなくてはならないものであります。 ・従いまして、圏央道第Ⅱ工区の供用が、目標年次である平成19年度中に実現できますよう、1日も早くオオタカ等の保護対策をまとめさせていただくよう強く要望するものでございます。 <p>以上です。(坂戸市都市整備部 石川次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、これから検討に入りたいと思います。手順といたしましては、最初にAの方、前回委員会で継続検討となっていました植栽計画について。 ・それから、緑の再生計画について。 ・それから、御説明がございました自治体の緑の保全の取り組みについて。 ・また、D・Eの方については、東側の樹林の評価について。 ・それから、やはり側道の計画について。 ・このような順番でお話を進めたいと思います。 ・また、ちょっと手元にありますけれども、私の発言で補足しておきますが、議事録の確か29ページのところに発言があったと思いますが、■市の例を取って、営巣中心域、それからそれに準拠するような地域というような考え方があるとお話しましたけれどもこれについては営巣中心域の中の位置づけということで御理解いただいた

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	いと思います。ちょっと補足までにお話しました。
資料-3 保護対策検討（案）	<p>・それから、今日は議論を進める前に、昨日、[■]委員から御意見を書面の形で提示したいというお話をございました。内容を確認いたしまして、問題がないと判断されますので、ここでそれを配付していただいて、議論を始める前に御説明をしていただきたいと思います。（[■]委員[■]）</p> <p>・4月24日に事前説明会を受けまして、この調査地Aについて、営巣地が平成17年度と同じところに営巣している状況が確認されたという報告を受けました。</p> <p>・実は、私はこの圏央道のA地区の保護対策の前例となるような[■]線、これは当委員会でも県の方で説明されており御記憶の方もあると思いますけれども。</p> <p>・そこで、県の埼玉県オオタカ等保護指針の従来の解釈とかなり大幅に変更するような解釈がなされて、それが今回の検討と非常に問題が重なる部分があるということで意見書を書かせていただきました。</p> <p>・ただ、今日は時間が非常に限られているということと、私、何回も言っていますけれども、道路事業を遅らせるためにこの委員会に参加しているわけではありませんので、皆さんには後で資料を読んでいただいて、かいつまんで図面だけで説明をしたいと思います。</p> <p>・今日、配られた資料の2枚目に、[■]線の問題の場所を地図にしてあります。</p> <p>・ここについては、長年、我々保護団体が20年近くにかかわって、[■]市あるいはその後、埼玉県と協議をして保護対策を進めてきたところです。</p> <p>・ここでは、かつて[■]線の開発に当たって、2年間の指針に基づいて調査をして営巣中心域を確定しました。</p> <p>・そこにバツがあって、黄色で示したところが従来確認された営巣地です。</p> <p>・それをもとに営巣中心域を破線の部分で確認をして、それに基づいて保護対策を立ててきたということです。</p> <p>・具体的に言えば、[■]線の部分に沿道開発を阻止し得るための周辺地を緑地として確保する。</p> <p>・それから、分断される樹林地をシェルターで覆って、そして連続する緑地を確保して、全体の営巣地の確保を図るということで合意が図られて工事が進んで、道路も供用が開始されたというところです。</p> <p>・これについて、近年、営巣中心域がピンクに、[■]神社というところがあると思うのですけれども、その周辺にここ2年にわたって営巣地が移ったということで、県がその青い部分に医療施設の建設計画があったときに、この営巣中心域の解釈を変更して[■]神社に営巣しているところをもとに400mの線を描いて、この青い部分については営巣中心域から外れているということで、いわゆる問題ないということで開発を認めてしまったということです。</p> <p>・私は、きちんとしておきたいことは、過去にいろいろな指導で間違ったことを今蒸し返して、この建設中の医療施設をもとへ戻せ、白紙にしろなどということは言うつもりは全くありませんので、その点は県の方も誤解をなさらないでいただきたいと思います。</p> <p>・一番大事なことは、ここの解釈が今回の圏央道の調査地Aの部分の解釈、それから今後の調査地Aの保護対策、いわゆるこの検討委員</p>

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案）	<p>会が終って、いわゆる道路が供用されて以後の問題にかかることがあるから埼玉県全域のオオタカ保護対策に非常に大きな影響があるということで議論をしていただきたいということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> この県の指導に基づいて調査地Aを考えれば、営巣地が平成17・18年と今回の検討地から600m近く離れたところに位置しているということですから、改めてここの部分ですべての保護対策を検討し直さないと、[REDACTED]線の指導と非常に矛盾する結果になることになります。 ただ、私は前のときにも環境影響あるいは埼玉県のオオタカ保護指針というのは、いわゆる2営巣期間の科学的なデータに基づいて、ある地区的、ここでいえば調査地Aの保護対策を検討するということによって、この周辺でのオオタカの生息を将来にわたって確保し、良好な環境を守っていくけるということで、ここの場合にも位置を600mずらしたけれども、全体的に今まで検討した空間を万全な保護対策を図つていけば、ここでオオタカの生息は確保できる。そういうことを前提に議論を進めてきていたというふうに思いますけれども、県の[REDACTED]線の指導で言えば、改めて2年間にわたって営巣中心域は移ったわけですので、ここで対策を立て直さなければいけないということです。 なおかつ、[REDACTED]線の場合には、最初に確定した営巣中心域はきちんと科学的なデータに基づいて営巣中心域を特定したわけですけれども、[REDACTED]神社に移動した部分は、その後のモニタリング調査等々に基づいて線を引き、なおかつ県の指針では営巣中心域を移動する場合には専門家の意見を聞くという指針に謳われていますけれども、どうもそういう状況もなく決められたと。 圏央道の場合には、きちんとした科学的データを積み上げてつくるわけですので、県の指導から言えばますます、この2営巣期間、確認されているところで新たに保護対策を立てなければいけないということになってしまいのではないか。 そうすると、先ほど地元でも平成19年度にぜひ供用を開始してほしいという意向があると、私はこれは十分に踏まえて今まで議論したつもりですけれども、県の指導でいけば、この平成19年の供用開始というのは、いわゆる無理だということになってしまう。これは、我々検討委員会の責任ではなくて、県の方針を変えたということになるわけですので、責任はみどり自然課にあると私は思います。 ただ、ここでぐだぐだと時間を取っていけませんので、[REDACTED]委員[REDACTED]もこの検討委員に加わっていますし、[REDACTED]委員も加わっているということで、埼玉県の指針の検討委員会の5人の委員の先生方の中の2人の委員の方がここにも参加しているということですので、具体的に埼玉県の指針の指導が適切だったのかどうか。 それから、今の埼玉県の変更に基づけば、改めて2営巣期間、600m移ったわけですので、ここで検討しなければいけないのではないかということも含めて、ちょっと[REDACTED]の意見も聞きたいというふうに思います。（[REDACTED]委員） [REDACTED]の意見はどうかというお話になりますが、今日、ここは[REDACTED]線のことについて議論する場ではありませんので、そういうことはいたしませんが、我々が検討している内容の根幹にかかる部分もございますので、一応、私の考えを申し述べたいと思います。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・今、お話をありましたように県の保護指針を策定する際に委員として加わっております。
資料-3 保護対策検討（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・今、オオタカの生態を考えますと、営巣地が年によって動くということは十分考えられることですので、それを頭に置きながら2営巣期できちっと見て、その上でのデータをベースにして営巣中心域、高利用域等を決めて、それに対する対応策を立てていくというのは環境省の指導にも、マニュアルにもあるやり方のルールになっているかと思います。そういうやり方で進むというのが埼玉県の保護指針でもあります。 ・の中には微妙な内容も含まれますので、必ず専門家がそこに介在して、きちんとしたデータの解釈をして結論を出していくという手順が求められるところです。 ・したがって、今御説明ありましたように、伺いました県の今回の対応というのは問題があったかと私自身は思います。 ・今まで11回、この委員会で議論をしてきました、長い時間、貴重な時間を委員の皆さん方が費やして議論をしておりまして、この辺の根幹が覆されますと「何をしてきたのだ」ということになるわけでございまして、やはりデータをきちんと取って、その上で決められた営巣中心域というはある意味で非常に重要なものと。 ・もし、そこで多少の変化があった場合には、それにプラスアルファする形でどういうことが考えられるかという方向で進めるという認識を持っております。 ・ですから、A地点の場合に営巣地が最初の場所と変わって、昨年、また今年、変わった場所で営巣が始まっているようですけれども、それ以前に決めた、前回合意を得た営巣中心域の形、それを踏まえた上で、それに何を付加したらいいかというような考え方の基本を守って進めていきたいと思っております。 ・これに関して県のお考えはいかがでしょうか。（■委員■） ・みどり自然課の野生生物を担当しております副課長の安井でございます。よろしくお願ひいたします。 ・■さんからお話をございました件につきまして、こちらの方からお答えさせていただきたいと思います。 ・先ほどお話にもございましたように、■さんにつきましては県のオオタカ保護指針の策定時の委員でもございまして、そして今回、お話にもありましたように、そういう■さんの御見解につきましては重く受けとめていきたいと考えております。 ・問題になりました営巣中心域内での開発につきましては、既存の営巣中心域を保全するということを考えまして、守られるように開発事業者に今後も要請して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。 (みどり自然課 安井副課長) ・事務局の御意向はいかがでしょうか。（■委員■） ・事務局といたしまして、こちらの方の意見書に対する内容等に対する■の御意見等につきまして、私どもは■にお任せして合意をさせていただきたいと考えております。（小林課長） ・今のお聞きのようなことを認めていただいたと解釈できるわけです

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案）	<p>けれども、■さん、いかがですか。（■委員■）</p> <ul style="list-style-type: none"> 先ほども言いましたように、前にさかのぼって医療施設をとりのかすと言うつもりは全くありませんので。 解釈とすれば、科学的なデータに基づいて2営巣期間、調査した営巣中心域というものを保護していくことによって、将来的にそこでのオオタカの生息環境を守れると。 なおかつ、その中で営巣中心域を逸脱した場合には、その営巣中心域を確保しながら、さらに具体的な保護対策を立てていくという答えだったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。 (■委員) 私もそういう解釈でございます。（■委員■） わかりました。では、それは議事録にきちんと残していただければ、私の方は。 私も言いたいことはたくさんあるのですけれども、先ほど言ったように議事を遅らせるつもりは全くありませんので、そこをきちんと議事録に残していただければ結構です。（■委員） 今のような結論を前提にして、この委員会をさらに進めていきたいと思います。委員の皆様方、よろしいでしょうか。 では、この件については確認できたということで、議事録に残していただきたいと思います。（■委員■）
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案） 調査地 A	<ul style="list-style-type: none"> それでは、先ほど申しましたように、A、それからD・Eと、2つに分けて検討を隨時進めていきたいと思います。 まず、植栽計画についてですが、御意見はいかがでしょうか。御提案のあった保護対策についてでございます。（■委員■） 14ページ「調査地 A：緑の再生整備計画（案）」という国土交通省の方でつくったのがあると思うのですけれども、ここに薄いグリーンで「採餌環境の確保」ということで、かつては樹林地に戻していくような計画だったような記憶がありますけれども、こういう場所も必要かなというふうには考えています。 ただ、問題はこういう樹林地、採餌環境の確保ということでも、実はここに産業廃棄物の捨て場があるということですので、それについてはこういう環境で残すとしても、それをきちんと撤去していただければ、かつての地形に戻るというふうに思います。そうすると、恐らくここはかなり湿地的な環境になっていくのではないかと思います。 そうすると、逆に今以上に採餌環境の確保になるというふうに思いますので、こういう形での確保をする場合には、確実に産業廃棄物は撤去して、従来の地形環境に戻した上で、この場所の草地的な環境を確保してほしいということの前提であれば、私は基本的に異論はないと思います。 そうではないということになると、結果的には産業廃棄物を撤去したくないがために樹林地にすれば、とても下にそういう産廃施設があるとなかなか育ちませんので、恐らく産業廃棄物は撤去しなければならないというふうに思いますので、こういう採餌環境としての

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	草地を確保するという場合にも必ず産業廃棄物は撤去していただきたい。それが前提であれば、私自身は、あと樹木をどうするかは、具体的に木をどうするかはまた別の問題ですけれども、いいのではないかというふうに思いますけれども。
資料-3 保護対策検討（案）	
調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・そこだけを確認をしたいと思います。（■委員） ・先ほども順番を申しましたけれども、再生計画に絡むお話だったかと思いますけれども。 ・15ペーパーの植栽計画ですか、この辺、立面図をお示しいただいて、ちょっと表現が違っていたので修正したというあたりも側道のところでございましたけれども、その辺をまずちょっと確認をしていきたいと思いますが。 ・今、■委員からのお話はちょっと置いておきます。いかがでしょうか。順番にお聞きしますけれども。 ・■委員、植栽については。再生計画についてはちょっと置きますが。（■委員■） ・植栽の計画は、こんなもんだろうという……。（■委員） ・8ペーパーになりますかね。擁壁を垂直に立ち上げて、法面の部分で樹木を植栽していく。それから、側道の境界の中の外側の部分に当たりますか、そこに林縁部の保護植栽を施すというようなことについては。（■委員■） ・おおよそそういうことでいいのではないかというふうに思っています。（■委員） ・何か樹種として御注文はございますか。（■委員■） ・そちらの方ですが、これは「調査地A整備計画（案）」で、植栽候補樹種というのがありますが、日本の野生種でないものが幾つか見えるので、それは除いていただくといいかなと思います。特に、トウネズミモチというのは道路を走っていると日本中であっちこっちでたくさん見る。一時、遮へいの効果とか、早く大きくなるとかいろいろあってたくさん植えた時期があったと思いますけれども個人的に言えば、もう見たくないという部分があります。日本の自然の中で、木の実がいっぱいいくつもの鳥向きではありますけれども、できるだけネイティブな種類でやってほしいということです。（■委員） ・■委員、いかがですか。（■委員■） ・緑の再生の、基本的にはこれでよろしいと思います。 ・樹種は、やはり問題がありますね。この表に出ているだけでも大体11種類ぐらいがおかしいかなと。 ・それは、樹林在来種と書いてあるのですけれども、在来種というのは、今ある在来種という意味ではなくて、本来の在来種を言っているわけですから。ですからスギ、ヒノキとか、今のトウネズミモチとか、こういうのが入ってはおかしいわけで、ぜひ本来の在来種にしてもらえばよろしいかなと思います。（■委員）

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 「在来」というのはなかなか難しくて、埼玉のこのあたりだと、カシだとシラカシ、アラカシがもう少し温かい地域なのかなという話もありまして、こういう分野の専門の方のお話も伺って確認をしていただきながら種を選んでいただきたいと思います。
資料-3 保護対策検討（案）	<ul style="list-style-type: none"> ■委員、植栽について。（■委員■）
調査地A	<ul style="list-style-type: none"> 私も、今の■委員の発言と同じように、やはり在来種というのは今既存ではなくて、もともと本来この関東平野のこういう低地部にある在来種ということを念頭に置いて植生計画は立てていただきたい。そうすると、当然本来はない樹木がこの中にかなりありますので、その部分は除いて計画を立てていただければと思います。（■委員） ■委員、いかがでしょうか。（■委員■） 正直申し上げまして、ほとんど分かっておりません。 他の今4人の委員の方々がそれぞれ意見を言ってくださったことに尽きるのかなと思いますので、そのように進めていただければありがたいと思います。（■委員） では、この件については在来種をきちんと確認をして使っていただきたい。 それから、この断面構造に関しては、これで進めていただきたいということです。 よろしくお願ひいたします。 では、■委員からもお話がありました再生計画について確認していきますが、1つは樹林の部分とオープンである草地的な空間と2つに分けて、「採餌環境」と書いてありますけれども、私は余り「採餌」という言葉は好きではないんです。すみません。「採食」ならいいんですが。余談でしたけれども。 この2つの構造をこういう形でつくるという部分について、それぞれの委員の御意見を伺っていきたいと思います。 また順番に。■委員、いかがでしょうか。（■委員■） 7ページだと樹林等の形成ということで、濃い緑で塗ってあるというようなことなので、林にするのかなというイメージが皆あったのではないかと思います。 しかし、オオタカの生活の中のどの部分を援助するかということを考えれば、いろいろな環境を営巣地の近くに用意をするということは悪いことではなくて、むしろいいのかなという部分もあります。現在は使われてはいませんが、営巣地の懷を深くするという意味から言うと、これを設定した頃の営巣地に鳥が戻ってこれるように周りの林の厚みを厚くするのがいいのではないかというふうに思うので、両方の立場のあんばいでもって、どちらに使われてもいいのだけれども、道路際のところで下にいろいろなものが捨ててあるとすれば、どれくらいの林が育つかということなども予測がつくから、営巣地の方に樹林化は重点を置いてもらって、こちらは原っぱ的な使い方にしてもらってもいいかなというところに、ちょっと気持ちが振っていますけれども。 そんなことで、鳥のためにはどっちの状況がつくられてもプラスに

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	はなるだろうというふうに思っています。(■委員)
資料-3 保護対策検討（案） 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・申しわけありません。私、うっかりしていまして。事前に御説明をいただいたときに、■委員の御意見をメモ書きでいただいております。 ・植栽の計画に関して、■委員から「植栽の内容については、食物連鎖につながるもののがいい」ということと、もう1つは「擁壁を緑化できないか」というような御要望が、2点ありました。 ・擁壁はそんなに高くはないですよね。何メーターぐらいになりますか。2mぐらいですか。そんなないですか。(■委員■) ・2～3mです。(瀬尾副所長) ・その辺は、懸下植物等で擁壁自体をカバーするような緑化というのを考えられますでしょうか。多少、費用がかさむのでしょうか。そんな大したことではないのでしょうか。 ・そういう御要望がありますので、ちょっと御検討をお願いいたしたいと思います。 ・今、■委員から、悩ましいところはあるが、道路の北側に当たるのでしょうか、営巣地の側について、こういう草地的な環境よりも樹林にした方がバッファ的な機能を考えるといいのではないかという御意見でした。 ・■委員、いかがでしょうか。(■委員■) ・基本的な考え方としては、自然再生という考え方なんですよ。ですから、いつの自然に戻せばいいのかということが基本的にあるのだと思うのです。 ・通常、国際的に考えられているのは、その地域の過去のデータがあるところまでということで、大体100年～200年ぐらいのオーダーで見ているのが世界的な考え方です。ですから、こういったところを考える場合に、どういう状態を目指していくのか。大体100年前後にどういう状態であったかということを調べて、その辺に向かって返していくことが一番いいのではないかという感じがいたします。(■委員) ・そうしますと、植生は遷移していきますので、最終的にはクライマックス、樹林になるということもオーケーだと。(■委員■) ・そうですね。やはり、それはそれでいいのだと思います。(■委員) ・採餌しやすいことを考えて、樹林化に進めないで、草地の状態で遷移をとどめておくような維持管理をするよりは先に進めた方がいいというようなお考えですか。(■委員■) ・全くそのとおりですね。草地化をしておくということは実は大変な手間暇がかかるお話でして、一時的にそういった変化があつていいのですけれども、ずっとそこを草地化というのは大変なことだろう。やはり、自然の遷移に戻して、その中でサイクルがいくということが一番いいことだろうというふうに思っています。(■委員)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ■委員、先ほどの件以外のことでのございますか。 (■委員■)
資料-3 保護対策検討（案） 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ちょっと誤解があるといけないので。 先ほどの14ペーペーにある「採餌環境の確保」というのは、私も実は道路の南側の部分は、■委員のように、ある程度そういう場所でもいいのではないかと。ただ、北側については、やはり樹林地に戻していくべきだと思います。 それはどういうことかというと、このグリーンネットも含めて緑の連帯として確保していくうという考え方からいっても、やはり両方に草地的な環境をということになると、道路をきちんと覆うというのはなかなか緑の連帯が確保しにくいのではないかということになりますので、片側については、やはり■委員と私も同じように、最初の計画のように樹林にして、南側については、ある程度採餌的な環境を確保するのもいいのではないか。 ただ、その場合にもあくまでも産業廃棄物についてはきちんと撤去をして、その上でできるだけ旧来の地形に戻すような形での草地的な環境の確保ということは前提ですので。 産業廃棄物については、きちんと撤去していただきたいということが前提です。(■委員) <p>■委員、いかがですか。(■委員■)</p> <ul style="list-style-type: none"> こここの整備の考え方の2番目で、ここの道路の北側と南側は、このような形の採餌環境の確保ということだったのですが、このような形にしようとしているようですが、最初のころは、多分ここも緑の連続性で樹木で覆うというようなことだったような気がしますけれども、採餌環境の確保ということで草地ということにしたのはどういうことだったのですか。(■委員) 北の方につきましては、過去のこちらの方の緑の再生という保護対策を提案させていただいてから、各委員から、議事録の中で、採餌環境としてこのまま残すべきだという御意見もあれば樹林でという、断面図ですね、あちらの方にあるような形で木を植えるべきだというさまざまな御意見がある中で1つの御提案として、事務局の方から幼鳥の飛行経路を確保することと採餌環境というものを確保するということでこういった提案をさせていただいております。ですので、こちらの方につきましては、今回の御議論の中で御意見をいただきまして、そちらの方を計画に具体的に反映させて参りたいと考えている次第でございます。(小林課長) ■委員も言っていますけれども、南側のここに産業廃棄物が埋まっているという、調査をしてその内容なり、どれほどのものが埋まっているのかも承知しているのでしょうか。(■委員) 今現在こちらの方につきましては道路予定地内の方に、用地買収をした部分、こちらの方で産業廃棄物が、埋蔵文化財の試掘をした段階で確認をされております。 同じ時期に過去の経歴を見ますと盛土がされておりますので、ほぼ間違いなく南側の、ちょうど今採餌の環境にという半円形の部分で

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	ございますが、この南側の部分にも産業廃棄物があるだろうというふうに私どもは推定しております。
資料-3 保護対策検討（案） 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ、具体的に現地の方の調査はまだ入ってございません。こちらの方につきまして、地権者の方の了解を得て調査に入していくということになろうかと思います。 ・調査をさせていただいた上で。(小林課長) ・調査はこれから入りますので、それによってボリュームだとか物だとか、分かった時点での対処の仕方は、また監督官庁というか、県との相談とかあって考えていきたいと思っております。(瀬尾副所長) ・健全な採餌環境の確保ということであれば、産業廃棄物の内容によってそのまま樹木なり草地なりにしておくということになると、そういった健全な採餌環境の確保ということにはちょっとつながってこないような気もしますので、そのことがわかれれば、この部分については撤去なり健全な環境の確保という面からそういったことでやつていただきたいということと、もう1つ、草地となって放棄、この辺は耕作地が非常に多いので、採餌環境確保となれば、このまま草地として放置しておくということにもならなくはないんですね。もう少し草地なり何なりについては、このように採餌環境として確保するという積極的な提案をもう少しやっていただければいいかなと思っています。(■委員) ・今のお分かりいただけましたでしょうか。 ・■委員からのお話ですと、平場は虫が集まるなど、採餌場となる環境づくりがいいのではないかという御意見のようです。 ・最終的に樹林化するか、草地を継続させるかというのはなかなか、生き物相手ですので難しい部分があります。 ・植生に関しては遷移という動きがありますから、その中でどのような維持管理をしていくことが適切なのか、今後、長い時間をかけてのことになるかと思うのですけれども。 ・産業廃棄物の問題に関しては、基本的に二人から御意見がありましたけれども、どのような取り組みをお考えですか。(■委員■) ・ですから、今後、物を調査しないと。それがどのぐらいのボリュームでどのぐらいの厚さで、覆土はどうか、いろいろ、それを踏まえてここに植物がどう対応するか検討していかないと。 ・ここでは、まず産業廃棄物の調査が先だと思いますので、逆にボリュームが大きいと結構お金がかかったりして、その辺との兼ね合いもございますし、我々無尽蔵にお金を持っているわけではないものですから、コストの関係もございますけれども。 ・第一にオオタカの保護という観点で適切な対応をしていきたいと思っています。(瀬尾副所長) ・樹林化するにしても、土壤の条件がそれなりに重要になってきます。 ・ただ、廃棄物の内容によっては影響はそんなに顕著ではないというものもあるかもしれません。そういう不確定要素も含みながらどう考えていくかということもあると思うのですけれども。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 影響のあるものが埋まっていた場合には、やはり健全な環境をつくるという意味で適切に処理していただきたいと思いますけれども、その辺は、また今後、調査をしてみて内容を検討した上でそういうことにならざるを得ないかと思います。
資料-3 保護対策検討（案）	
調査地A	<ul style="list-style-type: none"> いかがでしょうか。■委員と■委員、御心配のようですが。（■委員■） 私は、撤去してほしいというのは、ここはかなり窪地になっている部分ですね、かつてね。恐らく撤去すると窪地で、もしかしたらかつての飛翔箇所もあったようですので、いわゆるじくじくした湿地的な環境になる可能性もある。そうすると、採餌場所としてはより適切な環境になるということも含めて撤去してほしいということです。（■委員） 一度現地を見たことがありますけれども、少し凹地になりますか、水がたまりやすいところですから。そういう意味では単純に雑木林にするという、樹種選定だと生育がよくない可能性もありますね。 それからハンノキのような湿性林を復元するようなことも頭に置きながら、ある程度幅を持たせてお考えいただければと思います。 ■委員が最初におっしゃられていた、「どっちにしたものかな」というところなのですけれども、各委員のお話を伺うと、北側についてはバッファ機能を優先する意味で、将来的にきちんとした樹林にする方がいいのかなということで合意が得られるように思います。 南側については、産廃の問題はありますけれども、それを撤去等した場合に地形構造がどう変わるかで立地条件が変わってきますので、場合によっては樹林が成立しない場合もありますね。湿性林であれば成立しますけれども。 ですから、面積的に考えて、ここを採餌の場所に絶対しなくてはいけないと、回りの環境を考えてですね。そういう条件は私の独断ではないかと思いますので、樹林化を前提にして、■委員のお話を勘案しますと、遷移を進めていくという、その前段で、遷移の初期段階のときには草地環境でも許容されるというお考えで再生計画を、ちょっと長い目で立てていただければいいのかなと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。 では、そういう方針で進めていただきたいと思います。 それでは、先ほど足を運んでいただいて御説明いただきました自治体の縁の保全の取り組みについて、何か御意見ございましたらお願いします。なかなか、どこでも地権者のあるところについて、今後確保をどうしていくかというのは非常に難しい側面がございますが御努力されているというお話ですけれども、いかがでしょうか。（■委員■） 私は■市に住んでおりますので、先ほどのカルチャーパークのところもそうですけれども、貴重な平地林については積極的に公有地化を図っていかないと守れないと。特に、雑木林の場合には、農家の場合には相続が発生すると、宅地並み課税という形で土地を処分せざるを得ないということで、■、■などの雑木林も相続発生時に、やはり消失する可能性が非常に高いということで、

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	私の地元市ではできるだけそういうところを積極的に公園用地なり何なりしながら土地の買収を図っていくということを考えていますので、やはりもう少しここの緑が大事だということであれば、もっと積極的な保全策をぜひ立てていただいて、この圏央道の保護対策と一緒にとなった緑地の確保をお願いしたい。これは希望です。(■委員)
資料-3 保護対策検討（案） 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・ ■委員、いかがですか。(■委員) ・ 全く私も同じでございまして、地元自治体の今後のビジョン、どういうビジョンをお持ちになっていくのか。その中でこの場所を、これだけ多くの方々が守って、将来世代に渡してやろうということを議論しているわけですから、地元自治体といたしましてもその辺を重く受けとめていただいて、やはり基本的に自然と共存する美しい地域をどうつくるかということに向けて頑張ってほしいと思うのですが、基本的に、今、■委員がおっしゃいましたように、自然環境を守るというのは基本的には土地買収なわけですが、通常、世界的には各自治体の総予算の5%か10%ぐらいを将来世代の土地買収に使っているということは普通にあるわけですが、日本ではなくて、将来世代を見据えてどういう町をつくるかという、そういうところに対する投資をもっとちゃんとしてほしいなという感じがしますね。(■委員) ・ ■委員、いかがでしょうか。(■委員) ・ 今、両委員がおっしゃったようなことでまとまると思うのですけれども、こういう道路工事計画が持ち上がったときに、それぞれ検討委員会みたいなものを設けていろいろ検討していくわけですけれども、もっとその他、この地域がいろいろな行政的な形でつながって今度はどんな町をつくりたいのだとかいうことが事前にあると、かなりこういった保護対策等については連携してやっていけるのではないかかなと思います。 ・ 先ほど川越市さん、あるいは坂戸市さんのいろいろな行政内での取り組み方などを伺っていると、オオタカという形でやっているのですが、うまくこれをリンクさせて環境保全のようなものも積極的に進められるのではないかと私は思っています。(■委員) ・ ■委員、いかがでしょうか。(■委員) ・ それぞれの自治体が現在なさっていることを積極的に進めていただければ基本的にはいいのではないかと。 ・ ですが、林であるということは自治体の権利が主張できるような土地の確保ということが一番大事なことだと思いますので、そのことを積極的に進めていっていただくということがいいのだろうと思っています。(■委員) ・ 今これは、ここでさらに議論するということはとてもできない内容ですので、それぞれの委員の御要望を受けとめていただいて、さらに御努力、今されていると伺いましたけれども、工夫をして進めて

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	いただきたいなどお願いをしておきたいと思います。よろしくお願ひします。
資料-3 保護対策検討（案）	・そうしましたら調査地Aについては議論が——。（■委員■）
調査地A	<p>・調査地Aについて、今までのはそのとおりお願いしたいということですけれども、問題は、新たに2営巣期間、別の地点でやった部分について、先ほどの■の見解で言えば、従来の保全策を踏まえながら、さらにそこをどう確保していくかということを検討していくのが指針の趣旨だということです。</p> <p>・1つは、8月まできちんと今の調査を続けていただいて、できるだけこの部分についても今の計画を延長する形で守れるような形で、ぜひ国土交通省の方で具体的な対策を立てていただきたいと。</p> <p>・具体的に言えば、できたらこここの部分について、県道から南側についてもグリーンネット程度のことはぜひ先行的にやっていただきたい、そういう案を次回提案していただければというふうに思います。（■委員）</p> <p>・今の点については、■委員も新営巣地でも対策が必要ではないかという御意見をいただいているところであります、他の委員の皆さんいかがでしょうか、この辺は。なかなかしんどい部分もございますけれども。（■委員）</p> <p>・これから調査結果を踏まえて議論すればいいのかなというふうに思っております。（■委員）</p> <p>・■委員、いかがでしょうか。（■委員）</p> <p>・特別、現在のところに重点を置いて確保を前提にどうということは必要ではないのではないかと思います。時間をかけてずっとやってきたところはしっかりと固めていただいて、そのことで、例えば側道をどう、あれするとか、いろいろ決めてきたことですから、それをまた南側へ、西、南へ動かすなんていうことはとてもできることではないので。</p> <p>・特に新しくいろいろなことを考えていただかなくてもこのペアについては、この場所を用意したということでいいのかもしれないと思っています。（■委員）</p> <p>・■委員、いかがですか。（■委員）</p> <p>・先ほどの■のお話にも大体の共通認識に基づけば、既存のここでもって調査をした上の対策をやっているわけです。なおかつ、原則に基づけば、こここの営巣地についても調査をきちんとやって、このままここでずっといくようであれば、そのデータに基づいてプラスアルファというような対策の方が出てくると思いますので、そこで議論をもう一回する必要があるのかなと思います。</p> <p>・今いきなり、ここからまたシェルターをここまで上げるとか下げるとかという結論までは出さなくともいいけれども、きちんと調査した上で、もう一回議論をする必要はあるのかなと思っています。（■委員）</p>

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局いかがでしょうか。今、今年度の営巣の状況をデータとして読み込んで、もう少しプラスアルファが必要であるかどうか、もう一回だけ検討を加えたいというお話が多数だったと思いますが。 (■委員■)
資料-3 保護対策検討（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の中でも、移った場合、コアの部分はしっかりとやりましょうと、■さんが言いました。 ・今回、移ったものの影響に対しては、準じた形でのものということは從来から言っておりますので、何らかの形は考えたいとは思っています。（瀬尾副所長） ・3人の委員の方が、今年のデータも加味してというようなことでしたけれども。（■委員■） ・ちょっと蛇足的な話ですけれども、コアの部分でしっかりやって、動いたからまたやるとなるという考えにしますと、どこが固定されるのか。どんどん移っていくという話があったときに、我々もなかなか説明のつかない部分もございますので、コアのところはしっかりやりたい。 ・それで、今回移った、関連するところについては、先ほど皆様が言われましたように、準じた形での、俗に言えばちょっとレベルを下げるかの対策はしておくということは考えております。 (瀬尾副所長) ・いかがですか。今のような御見解ですけれども。 ・私自身も今まで長い時間をかけて決めてきた保護対策については、是非きちんと進めていただきたい。それは当然のことですけれども。それにプラスアルファする必要があるのかないのか、そういう話に今なってきていると思います。 ・事務局サイドでは、今年度の営巣が継続している場合には、今までの内容を前提にして、多少配慮できるところは努力してみるよう、そういうお話だったと思いますが、いかがですか。 (■委員■)
調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、その地域でオオタカが住み続けていけるということが基本なので、そのコアはコアでもちろんそれは守るのですが、当然、一貫してずっとということはない。だからといって、えらいいくこともないわけで。そういう範囲をそれぞれその重さに応じて守っていくということになるんですよ。結果としてオオタカがいなくなってしまうということが一番困るわけですから。 ・頂点としての、生態系のトップのオオタカをどう守って、次の世代にどういう遺伝子を渡していくかということが基本的なコンセプトですから、それがずっと住み続けていけるにはどうしたらいいかという、そういう概念から対策を立ててもらうといいと思いますね。 (■委員) ・そうしますと、宿題として残すか、あるいは今の事務局のお話を受けて、それを前提にして取り組んでいただくということで結論を下すと、そういうことのどちらかになるかと思いますけれども、いかがでしょうか。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案） 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> 今まで御提案にあった内容についてはきちんとされていると思っておりますが。（■委員■） 私も先ほど言ったように、いたずらに遅らせるつもりはないですが、今までいろいろな形で大宮国道の方にも努力していただいたと、大変評価しておりますので、恐らくここについても準じた形で提案させていただくということを前提に作業を進めていただいて、私はいいと思います。（■委員■） なかなか微妙ですが。 では、御配慮いただいて進めていただくということで一区切りしたいと思います。 そうしましたら、Aについてはよろしいでしょうか。（■委員■）
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案） 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> では次に、DとEの内容について議論をしたいと思います。 まず、東側の樹林の評価ですね。これについてはどのようにここを見ていくか。 もう既にそれについての議論があったところがありますけれども、何か御意見がございましたら、お話しいただければと思います。 ■委員、いかがですか。（■委員■） ここは現況を見ましても、東側、西側というのは常に行ったり来たりするのではないかという感じが私はしているのです。ですから、先ほどの話のとおり、今まで決めたコア部分はそれでもって対応して、もうちょっと調査をしていただいて、東側の方も重要であるよということになれば、それなりの対応をした方がいいのではないかと思っておりますが。（■委員■） ■委員、いかがですか。（■委員■） 14、15と東の方で繁殖しているのだけれども、人が出入りするようないろいろなことがあってうまくいっていないというあたりなので、出入りが止められるような状況がつくり出せるようならばいいけれども、それがつくり出せないということでしたら、西側に重点を置いた策をとっていけばいいのではないかと考えています。（■委員■） 多少、今年度の動きでは繁殖活動の初期に東側のところをのぞいたりという行動があったようですが。補足資料、「追加資料」の3ページあたりではそれが見受けられます。 こういう動きは、ほかの営巣地でも安定するまで少しふらつくというのは別に珍しいことではない、普通のことです。 ■委員、いかがですか。（■委員■） オオタカの行動から言えば、東側の方の陣地あるいはその場所に行かないということはあり得ないと思います。 ただ、調査した結果、現在、コア、営巣中心域のところで行動して営巣してやっていくということで対策を講じることを、ここに重点的に置いておこうということであれば、それは1つの方策で、皆さ

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	んの御意見がそこでまとまれば、それでいいのだろうと思うのです。
資料-3 保護対策検討（案） 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ、これも結局は、EからDに移ってきたというようなこともあるので、その辺のところは毎年毎年、営巣地が違うことによって調査なり対応なりが違ってくるというのも困ると思います。 ・私は、今定めた中心域を営巣中心域ということで、一応保護対策を講じるということでよろしいのかなと思います。（■委員）
	<ul style="list-style-type: none"> ・■委員、いかがでしょうか。（■委員■）
	<ul style="list-style-type: none"> ・私は前にも言ったように、Eの評価が非常に難しいということで、これは一体となって本来確保していくべきではないかということは、確かに前にも主張したと思うのですけれども。 ・今回の営巣地が動いたことによって、「追加資料」の3ページ、先ほど■委員■からあったように、非常に西側の地点の重要性というものは今回増したように思いますので、その点でDでの保護対策に準じた形で、Eについてもできるだけ保護対策を立てることによって、D・E全体のオオタカの生息環境を守るという形での計画を立てていただきたいと思います。（■委員）
	<ul style="list-style-type: none"> ・Eというのはさらに北側の、それともDの中の東側と西側。（■委員■）
	<ul style="list-style-type: none"> ・そうですね。東側と西側（■委員）
	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの委員が、営巣中心域は確定した内容で、保護対策の重心はここに置くということには合意が得られておりまして、そういう御意見が多数だったと思われますけれども、多少、東側の動きもあることを踏まえると、何かしら対策として工夫できる余地はあるかないか。 ・事務局、その辺はいかがですか。（■委員■）
	<ul style="list-style-type: none"> ・この東側の林縁部といいますか、住宅が接近しておるところでございますので、多分、遮音壁なり何かが立つ構造になるのかなという推測がされますので、それが言いかえれば、見方を変えれば、ある程度の遮へい物になるのかなという形も、ちょっと検討しなくてはいけないかなと。 ・先ほど言った、2営巣期間で中心域は決まっていますので、オオタカの対策としてはそれでも説明できると思うのですけれども、こちらの方については中心域ではないという中で、そういった変わるべき構造があるということで御理解をいただければ、オオタカから見れば対策になって、人との遮音壁という、ここには記述してございませんが、両方の効果があるのかなという感じはしています。（瀬尾副所長）
	<ul style="list-style-type: none"> ・評価については、各委員のお話を伺うと、オオタカの生息に関して全く無関係の場所ではないと。当然、高利用域の中に含まれるわけで、高利用域はかなり広いですけれども、その中でも核心に近い部分ですから、可能であればそういう遮音壁のちょっとした構造の工夫等で対応という保全策もあるかと思いますが。 ・そういうことをお考えだということで、この道路構造上の対策についていかがでしょうか。（■委員■）

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> いつも側道ばかり出して申しわけないですけれども、こちら側の部分の側道についても——。([] 委員)
資料-3 保護対策検討（案） 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> 側道についてはこの後でやりますので。([] 委員 []) わかりました。([] 委員) それでは、一応道路構造に関しては営巣中心域を中心にして、ただ東側については、工夫が可能であればお考えいただくということでおろしくお願ひしたいと思います。 側道についてのお話に移りますが、22ページの下の方に側道計画案がございます。[] 委員、これに関連してのお話があるかと思いますが。([] 委員 []) はい。これについては、この間説明を受けて、大宮国道さんで非常に努力をしていただいて、地元との協議をしていただいたことについては、私もきちんと評価をしたいと思います。 地元では、交通安全確保、市道狭隘により側道整備ということが強く求められているということですので、ここについても、現地をちょっと見た限り、ちょっとクランクになったりして、そういう懸念は確かに感じられますので、ここについては、できるだけ環境対策を十分立てながら側道の整備をしていただくことはやぶさかではないと思いますので、こういう形で努力していただくことについて大変評価したいと思います。 問題は、調整池がありますが、あの両サイドについては側道ではなくて、調整池の将来の整備にわたって必要な場所として確保していくということで、それはしようがないかなと思いますけれども、その場合には道路構造については、べたっというアスファルトではなくて、環境に配慮した道路構造を立てていただきたい。それはぜひ実施してほしいということです。 それから、先ほどの評価が微妙だと言った東側の部分の側道なのですから、北側についてはしようがない、現状から言っても完全に市道が廃止されますので。 南側については、先ほどの樹林地、それからいろいろな飛翔行動から考えて、できたら既存の廃止する市道を生かす形で整備をしていただいて、できるだけここについては、将来にわたって沿道開発の危険があるような側道整備はぜひ、せっかくここまで御努力していただいたので、そこは今日の議論を踏まえて検討していただきたい。この部分については、かなり既存の道路を生かしていけば、こういう形での側道は必要ないと思いますので、その点は注文をつけたいと思います。 ただ、全体的には、私自身はまだ、個人的にはいろいろありますけれども、大宮国道さんに努力していただいたことは大変評価したいと思いますので、先ほどの交通安全確保、市道狭隘により側道整備ということについても、地元の御意見を十分配慮していただいて、個人的には結構だと思います。 先ほど言った東側の側道の南側の部分については、もう一度再検討をお願いしたいということです。([] 委員) ありがとうございます。一応、皆さんのお考えをお聞きしますので

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	■委員、いかがでしょうか。(■委員■)
資料-3 保護対策検討(案)	<ul style="list-style-type: none"> 東側の話ですか。(■委員)
調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> 側道の対応ですが。(■委員■) ほぼできているのではないかというふうに思います。 ここに小さな8、9、10、畑の出入りの話だと思いますけれども、その辺のところが、タカの方から言うと、人が入りしてくれない方がいい場所。 しかし、畑の人たちが入りをする分ぐらいの話は基本的には大したことではないので、それから言うと、大体いいのではないかと思っています。(■委員) 今、■委員からあった、東側の部分についてはいかがですか。(■委員■) 東側の部分については、地主さんの問題もきっとあるのだと思いますけれども、オオタカの方から言うと、去年使った、一昨年使ったようなところもしょっちゅう出入りをすると。それで、最後は去年のところにするよというようなことが、幾つかそういう例がありますので、東側の林が現在のまま残るのであれば、このままでいいと。 それに人的な圧力が加えられる条件が増えない方がいいというのはそのとおりなので、できたら一度検討してみて下さいというところです。(■委員) ■委員、いかがですか。(■委員■) 今年、移った営巣場所から、この側道までの距離はどのくらいありますでしょうか。(■委員) 今年の営巣地から側道までの距離ですか。今の営巣地から側道までの距離、営巣中心域の中ですね。 100mくらいです。(小林課長) 側道については、かなり大宮国道さんに努力していただいて、この部分まで入ってきた、いってきましたと言うか、計画を変更したということで、大変よくやっていたなと思っております。 残った部分については、多分農家の方々たちの作業道路と、プラスここでの安全上ということで、どうしてもということですので、私は、最大限努力したけれども、これくらいの地元要望も聞かなければいけないのかなと思いますので、さして、この側道に計画変更をしていただきたい、何が何でもという気持ちではございません。(■委員) ■委員、いかがですか。(■委員■) 今回のこの側道の部分においては随分努力していただいたなと思っております。 今問題になっていますDの東側の部分ですが、これは今後の調査を

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告	見て、相当利用しているということになれば、側道部分も相当考える必要があるのかなというふうに考えております。
資料-3 保護対策検討（案）	・余り使わないということであれば、それはそれで、今の地元の方々の要望を入れてもいいのかな。
調査地D・E	・したがって、今後の調査の結果によるのかなという感じを持っておりますが。（■委員）
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、委員の皆様方は、この側道計画案の内容はお認めのようで、私自身も問題ないと思います。 ・東側の部分については■委員から、青い色での側道ではなくて、黄色の、従来の線形での道を残した方がいいという御意見があつたかと思います。 ・他の委員の皆さんには、東側のオオタカの利用状況で、さほど頻度がなければ、この原案でいいのではないかという御意見だったのですけれども。 ・今までさんざん調整されていると思うのですが、現在の道路をそのままにということはどうでしょうか。（■委員■） ・現状では、ここの部分については、地元に対して側道を残す、残さないという話はしていませんので、これからのお話だと思います。先ほど言ったオオタカの関係もございますけれども。 ・ですから、地元に入って理解が得られればという努力はする必要があるかとは思いますけれども。（瀬尾副所長） ・そうしましたら、こここの利用頻度の重みというものがまだ不確定要素がございますよね。 ・今までの委員の皆さん方の御意見を伺ってまとめますと、今後の確認を前提にして、余り利用度が高くないようでしたら、この線形で問題はないのではないかと。 ・もし頻度が高いようでしたら、多少工夫していただくようなことも今後検討していただきたいと。（■委員■） ・地元調整がございますから、そこは——（瀬尾副所長） ・調整の中でですね。 ・そのような結論でいかがでしょうか。 ・■委員、いかがでしょうか。（■委員■） ・先ほどの調整池の両サイドの、いわゆる調整池への道路については、できるだけ自然に考慮した線形にしていただきたい。（■委員） ・これは作業車が移動できる構造を持っていればよろしいわけですね。（■委員■） ・防塵処理的なもので大丈夫かとは思いますけれども。（瀬尾副所長） ・今、■委員が御提案になった多自然型作業道なんというのを

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案） 調査地D・E	<p>ちょっとお含みいただければいいかなと思いますけれども。では、そのよう形でよろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> あと、D・Eについて、議論を残しているところはございますでしょうか。よろしいですか。 ちょうど11時半ですね。（■委員■）
資料-2 調査状況報告 資料-3 保護対策検討（案）	<ul style="list-style-type: none"> 道路構造の関係なのですが、私、幾つかこういった道路構造の委員をやっていまして、過去に問題になったのは夜間照明です。これはちょっと考えていただきたいのです。やたら明るくされてしまうと困ることが多くて。特に、こういった自然地というのは夜は暗い方がいいわけです。ですから、外に光が漏れないような構造、例えば高欄化ですか。上からぼこっとやってしまふと、分散してホタルが結婚できなくなってしまうということがよく起るんですよ。そこの地域のホタルが絶滅してしまうなんていうことが起こりますので、ぜひ、夜間照明について、その辺の配慮をお願いをしたいなと思います。（■委員■） 今のお話は、別の道路計画のときにも出てきているお話ですね。 我々は鳥のことしか頭にないのですけれども、虫屋さんからの話を聞きますと、夕方どきになって、貴重な虫もそこに集められて、それで下に落ちて車にひかれるというような、生態系を乱すような状況もございますので。 今、いろいろ機材が工夫されておるようですので、その辺、計画の中で取り込んでいただいて対応していただければありがたいと思います。 ほかに御意見、ございますでしょうか。（■委員■） 1点、追加でいいでしょうか。 保護対策の検討案の10ページに、北側の側道について、これはたしか、この間来たときにも事務局にお願いしたと思うのですけれども、緑地帯と歩道を完全に段差をつけて分けないで、できるだけ側道と緑地帯は一体となるような道路構造を少し検討してほしいということを要望していますので、その点もちょっと配慮していただきたいと思います。（■委員■） 今の点、いかがでしょうか。（■委員■） 緑地帯と歩道面の段差をつけずにという、そちらの方につきましては、といった構造もございますので、設計の段階でそういった御意見を配慮させていただいて対応させていただきたいと思います。（小林課長） よろしいですか。（■委員■） はい。（■委員■）

項目	主な意見と事務局の回答等
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・一応、今日予定していました保護対策について、それからD・Eについて一通り意見を伺って、その内容が確認できたということでございますので、議事録をまとめる、あるいは記者発表の際のとりまとめの確認ということで、本日の内容を順番に確認していきたいと思います。 ・最初に、[■]委員から御要望が出ましたけれども、県の保護指針の取り扱い方について少し問題があるのではないかというお話ですが、営巣中心域については、データに基づいて決定したものは尊重する。それを前提にして進めていく。それを確認いたしました。 ・それから、具体的な保護対策に関しては、A地点では、植栽計画について、御提案のあった植栽計画でよろしいのではないか。ただ、樹種の選定については郷土種、在来種を厳選して使っていただきたいという御要望でございます。 ・緑の再生計画に関しましては、採食場所として樹林までいかない草地の提案と樹林の部分の提案がありましたが、北側の部分に関しては、特に営巣木との距離の関係で、バッファー機能を重視するという意味で、極力、樹林化を図っていく。 ・南側については、そこで成立する樹林がどのような構造になるか、今後まだ確定できない要素もございますので、遷移を進めるという前提で取り扱っていく。 ・ただし、その部分について産業廃棄物がございますので、その取り扱いについては、産廃に関する調査に基づいて十分検討を進めていただく。 ・3番目の、両自治体の緑の保全に関するお取り組みについての内容を伺った上で意見については、なかなか難しい問題もございますが、さらに御努力していただいて、今までの仕組みをうまく活用する形で、オオタカが永続的に住める緑の樹林等を確保することを進めていただきたいということになりました。 ・それから、DとEの部分につきましては、東側の樹林についてはオオタカの利用が確かに認められる場所ではある。 ・ただ、今までの議論の中で決められた営巣中心域としての扱いではない。その利用があるということを頭に置いて、今後計画を進めていく上で、営巣中心域で考え方を踏まえて、配慮できる部分については配慮を考えていただきたい。 ・側道の計画に関しましては、御提案いただいた内容がかなり御努力いただいたもので評価できる。 ・ただ、東側の樹林に隣接する部分については、その樹林のオオタカにとっての意味というものが考えられますけれども、今後、調査を継続していただいて、利用度の高い場所であるということが確認できた段階では、それなりの配慮を考えていただきたい。 ・調整池につきましては、その周りは公道として自由に通れる部分ではありませんけれども、作業の空間として道構造ができます。それについては自然に配慮した構造を考えていただきたい。 ・以上、今日議論した内容及び合意した内容について確認いたしましたが、よろしかったでしょうか。(■委員■) ・A地点の、新たに2営巣期間に移りましたよね。そこについては既存の検討結果を踏まえながら。(■委員■)

項目	主な意見と事務局の回答等
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、今年と営巣している場所については、営巣中心域の確定の部分から外れますので、今後の動きを見て、営巣中心域で考えられる保全対策の中の内容に準じて、必要があればお考えいただくということになりました。 ・以上ですが、よろしいでしょうか。何か抜けはありませんでしょうか。(■委員■) ・わかりました。 ・今、■から言わされた内容につきまして、この中から全部とはいきませんけれども、適宜また調整いたします。 ・今回また、さいたま新都心の方で4時から記者会見を行うことになっていますので、これを盛り込んだ形で発表したいと思っております。(瀬尾副所長) ・今まで長きにわたって議論してきました内容を、一応、保護対策として取りまとめが完了したというふうに認識いたします。 ・長い間御協力いただきまして、大変感謝します。ありがとうございます。(■委員■)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・これからのがございます。その辺も含めて事務局にお返し申し上げますので、御提案がありましたらお話しください。(■委員■) ・4年になりますか、長きにわたりましてありがとうございます。御熱心に御討議いただきまして誠にありがとうございます。 ・今後、いただいた貴重な御意見を踏まえて、それをもとにオオタカの生息環境に十分配慮して事業を推進していきたいと思っております。 ・皆さん期待されている事業ですので、これを踏まえて事業を行っていきたいと思います。 ・いただきました御意見、提案等につきましては、提言としてまとめさせていただきまして、その扱いにつきましては、公表、形等を含めて委員長と御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。 ・また、今後引き続き、我々は調査を継続して、あと、モニタリング等をしていきますので、その結果については、この会とは形は違いますけれども、皆さんに適宜御報告しながらいきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひいたしたいと思います。 ・本当に長い間、御討議いただきましてありがとうございました。(瀬尾副所長) ・先ほども申しましたように、本当に長期にわたって、不慣れな■でございまして、段取りも悪くて皆様に御迷惑をかけたことが多々あったかと思われますけれども、一応取りまとめられたということで、御協力ありがとうございました。 ・事業者におかれましても、取りまとめの内容を踏まえて今後肃々と事業を進めていっていただきたいと思います。 ・この内容は、埼玉のこの地域ということで地域性はございますけれども、基本的な考え方、その他はどこでも通用する内容だと思っておりますので、今後、事業を進める場合に、この種の問題があつた

項目	主な意見と事務局の回答等
その他	<p>場合には、これをたたき台にして進めていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それから、今日、議論の最初に県の方に御注文をしたような場面もございましたけれども、いろいろなケースバイケースの形があると思います。その際には、保護指針を踏まえた上で、なかなか結論が出せない部分もあると思いますので、是非、私ではないですけれども、専門家の方を入れていただいて合意形成して進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。 ・それから、両市の方、本当に長い時間、引き延ばしてしまったようなことで御迷惑をおかけいたしましたけれども、これから進んでまいります。 ・ここで議論した内容は、決して市民の皆さん方の暮らしの邪魔をするという意図はありませんで、埼玉県の中の自然の質をどのように継続的に維持していくかということが中心に据えられて、その中でのお願ひが多々出てきたわけで、そういうふうに御理解していただきたいと思います。 ・どうぞ、今後とも御協力をいただいて、地権者の方ともいい関係をつくっていただいて、事を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。 ・どうも失礼いたしました。ありがとうございます。 ・では、今後の進め方について何かありましたら。(■委員■) ・先ほどお話ししましたので。(瀬尾副所長) ・事業が進みまして、まだ調査のモニタリングもありますし、事務局サイドでは決し切れない部分等が出てくるやに感じます。そうした場合に、この委員会は終わりになるわけすけれども、この後、どういうふうに対応していくかということを。(■委員■) ・何か問題等が出れば、またこの場を活用というか、委員長と御相談して皆さんに集まってもらうとか、委員会としてはここで締めますけれども、そんな形で御意見を伺う場面もあるかと思いますので、そのときにはまた御協力をお願いしたいというふうに考えております。 ・先ほど言いましたように、いろいろなデータ、調査、結果につきましては、適宜御報告してもらって、御確認いただくというような形をとっていきたいと思っております。(瀬尾副所長) ・恐らく、いろいろな問題が発生した場合には、私のところに話が来まして、必要に応じて委員の皆様方に御相談してという形になると思います。 ・その場合に、極力、時間を無駄にしないために、全員集まってということよりは、いろいろなメディアを使って御連絡したいということはありますけれども、重要な点が出てきました場合には、またお集まりいただく機会もあるかと思いますので、その節はよろしくお願ひします。(■委員■) ・我々が汗をかくということになるかと思いますので、そのときには御協力ををお願いしたいと思っています。(瀬尾副所長)

項目	主な意見と事務局の回答等
その他	・では最終的にお返しします。（■委員■）
閉会	・長時間にわたり御討議ありがとうございました。 ・以上をもちまして、第11回検討委員会を終了させていただきます。 ・本当に長い間、ありがとうございました。（瀬尾副所長）